

北日本看護学会 第12回総会

資 料

日時：2008年8月23日(土) 15時30分～16時30分
会場：山形大学医学部 大講義室 (学会第1会場)

プログラム

I 開会

II 報告事項

- | | |
|--------------|-----|
| 1 理事会・評議員会報告 | 資料1 |
| 2 庶務報告 | 資料2 |
| 3 編集委員会報告 | 資料3 |
| 4 研究奨励会報告 | 資料4 |
| 5 その他 | |

III 審議事項

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 第13回学術集会会長の選出 | |
| 2 会計報告および会計監査報告 | 資料5 |
| 3 事業計画案 | 資料6,7 |
| 4 予算案 | 資料8 |
| 5 その他 | |

IV 第13回北日本看護学会学術集会 大会長 あいさつ

V 閉会

理事会・評議員会報告

●平成 19 年度 第 1 回理事会・評議員会（持ち回り）

日 時：2007 年 4 月 25 日から 5 月 11 日

出席者：15 名

議 題：

1. 審議事項

- 1) 旭川医科大学機関リポジトリへの学会誌掲載論文登録依頼について審議し承認された。

●平成 19 年度 第 2 回理事会・評議員会

日 時：2007 年 8 月 24 日（金） 16 時 30 分より

場 所：山形県立保健医療大学 4 階 401 会議室

出席者：11 名

議 題：

1. 報告事項

- 1) 理事会・評議員会報告
- 2) 庶務報告
- 3) 編集委員会報告
- 4) 研究奨励会報告
- 5) その他

2. 審議事項

- 1) 第 12 回学術集会会長を選出した。
- 2) 会計報告および会計監査報告について審議し承認された。
- 3) 事業計画案
- 4) 予算案
- 5) 他機関からのリポジトリへの学会誌掲載論文等登録依頼について審議し、当面依頼状況を把握した後に必要に応じて登録申請手続きを検討することとした。
- 6) 医学中央雑誌よりの学会誌利用許諾の依頼について審議し、承認された。
- 7) その他

・学術集会補助金には、入会案内の印刷・送付経費が含まれることを確認した。

●平成 20 年度 第 1 回理事会・評議員会

日 時：2008 年 8 月 22 日（金） 16 時 45 分より

場 所：山形大学医学部看護学科 第 1 会議室

出席者：10 名

議 題：

1. 報告事項

- 1) 理事会・評議員会報告
- 2) 庶務報告
- 3) 編集委員会報告
- 4) 研究奨励会報告
- 5) その他

2. 審議事項

- 1) 第 13 回学術集会会長を選出した。
- 2) 会計報告および会計監査報告について審議し承認された。
- 3) 事業計画案
- 4) 予算案について審議し承認された。
- 5) その他

・学術集会の発表においては、発表者以外の協力研究者も学会員であることを義務付け、会員の維持と増員を目指していく。

庶務報告

1. 組織について

1) 入会，会員手続きに関する業務

(1) 2007年4月1日から2008年3月31日までの新入会員数

134名（正会員128名，学生会員6名）

（2008年4月1日～2008年7月31日の新入会員数

93名（正会員92名，学生会員1名）

(2) 2008年3月31日現在の会員数

551名（正会員：536名，学生会員：15名）

（2008年7月31日現在の会員数

640名（正会員：619名，学生会員：21名））

2. 事業について

1) 第11回学術集会の開催

学会長：山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科 山田 皓子教授

会期：2007年8月25・26日（土・日）

会場：山形県立保健医療大学保健医療学部看護学部

2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る

3) 平成20年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金公募

研究奨励会報告に譲る

3. 運営に関する会議

1) 総会

第11回総会の開催

会期：2007年8月25日（土）

会場：山形県立保健医療大学

出席会員，委任状により成立

2) 理事会・評議員会

理事会・評議員会報告に譲る

編集委員会報告

I. 平成 19 年度活動報告

1. 委員会の開催

平成 19 年 5 月 11 日
平成 19 年 7 月 10 日
平成 19 年 8 月 1 日
平成 19 年 8 月 17 日
平成 19 年 11 月 22 日
平成 20 年 1 月 28 日

2. 学会誌発刊

1) 10 卷 1 号 (平成 19 年 9 月) の発刊

- ・ 投稿論文－原著 2 本, 研究報告 1 本、資料 3 本掲載。

2) 10 卷 2 号 (平成 19 年 2 月) の発刊

- ・ 第 11 回学術集会大会長の講演 (山田皓子先生), 特別講演 (窪寺先生) の原稿を掲載。
- ・ 投稿論文－研究報告 2 本, 看護活動報告 2 本, 資料 2 本掲載。
- ・

II. 平成 20 年度活動計画

1. 学会誌の発刊

1) 11 卷 1 号

- ・ 投稿論文－原著 1 本、研究報告 1 本、資料 1 本の査読完了し印刷中
平成 20 年 9 月発刊予定。

2) 11 卷 2 号

- ・ 平成 21 年 2 月発刊予定
- ・ 原著 4 本、短報 1 本、資料 1 本投稿あり。現在査読中。

III. その他

研究奨励会報告

1. 北日本看護学会研究奨励会の平成20年度研究奨励金について

募集期間：平成20年4月1日～6月30日

応募件数：4件

審査期間：平成20年7月7日～7月30日

審査結果：全件採択（ただし No.2 については条件付き採択）

平成20年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金審査結果

No.	研究代表者	研究課題	採否	交付金
1	高橋美由紀	男女大学生の母性意識に影響を与える要因 －専攻と学年，自己受容による検討－	採択	50,000
2	大宮 美穂	同胞への説明方法について親と話し合う機会を持つ介入の効果 －母親の付き添いで入院している患児の同胞への支援として－	採択	10,200
3	浅川真由美	更年期症状の受診行動に影響を与える要因 －更年期への対処行動、更年期に対する認識による検討－	採択	50,000
4	三上千佳子	採血を受ける幼児の対処行動と自己制御機能の関連	採択	50,000

2007年度会計報告

自 2007年4月1日

至 2008年3月31日

<収入の部>

項 目	2007年度予算	2007年度決算	備 考
1. 年会費	2,090,000	2,341,000	
(正会員)	2,000,000	2,269,000	456人 11,000(4人)不足
(学生会員)	60,000	42,000	14人
(賛助会員)	30,000	30,000	
2. 入会金	200,000	284,000	142人
3. 繰越金	1,862,395	1,862,395	2006年度より繰り越し
4. その他	0	476,187	第11回学術集会残金
		1,265	預金利息
		16,000	過剰振込み・誤入金
		10,460	文献許諾使用料
		59,500	別刷り代等
合 計	4,152,395	5,050,807	

自 2007年4月1日

至 2008年3月31日

<支出の部>

項 目	2007年度予算	2007年度決算	備 考
1. 学術集会補助費	1,000,000	1,000,000	第12回学術集会準備補助金
2. 研究奨励金	200,000	100,000	2件
3. 印刷費	1,200,000	359,761	年会費請求, 学会誌1号分
4. 通信費	150,000	33,905	電話・FAX料金
5. 郵送費	400,000	164,030	はがき, 切手, 手数料
6. 事務局運営費	100,000	30,394	
(備品費)	0	0	
(事務用品)	100,000	30,394	ファイル, 封筒等
(評議員改選費)	0	0	
7. 会議費	100,000	14,130	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	50,000	14,130	弁当
(編集委員会)	30,000	0	
(奨励会委員会)	20,000	0	
8. 人件費	350,000	122,000	
(事務作業委託費)	300,000	122,000	
(臨時雇用)	0	0	
(旅費等)	50,000	0	
9. 予備費	652,395	0	
10. その他	0	9,000	誤入金返金
小 計	4,152,395	1,833,220	
繰越金		3,217,587	2008年度に繰越
合 計		5,050,807	

2. 会計監査報告書

会 計 監 査 報 告 書

2007年度における北日本看護学会の現金出納帳、予算差引簿、領収書綴および郵便貯金通帳を照合した結果、適正に取り扱われている事を確認しました。

2008年8月7日

監事 佐々木和子 (印)

2008年8月17日

監事 吾妻知美 (印)

2008年度事業計画

1. 北日本看護学会学術集会の開催

1) 第12回学術集会の開催

学術集会会長 山形大学医学部附属病院 大谷 和子 看護部長

会期：2008年8月23日（土曜日）・24日（日曜日）

会場：山形県立保健医療大学（山形市）

2) 第13回北日本看護学会学術集会

学術集会会長 東北大学大学院 医学系研究科 保健学専攻

健康開発看護学講座 老年保健看護学分野 教授 川原礼子

メインテーマ その人らしく生を全うすることを支える

—継続看護や在宅看護における技を磨きながら—

会期：2009年8月22日（土曜日）・23日（日曜日）

会場：東北大学医学部（仙台市）

2. 北日本看護学会誌の発刊（2回）

3. 平成21年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金の公募，審査，交付（資料7）

4. 北日本看護学会理事評議委員選出（資料8）

北日本看護学会研究奨励会 平成21年度奨励研究募集要項

1. 応募方法

- 1) 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、申請書ファイルを北日本看護学会ホームページ (<http://www.njans.net/>) の専用ページから送信すること。
- 2) 申請書ファイルは北日本看護学会ホームページからダウンロードすること (Microsoft Word 文書ファイル, Adobe Acrobat PDF ファイル)。

2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得ること。

3. 応募期間

平成21年4月1日から平成21年6月30日の間に必着のこと。

4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励会委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

5. 研究奨励会委員会

研究奨励会委員会は次の委員により構成される。

委員長 武田 利明 (岩手県立大学看護学部看護学科)

委員 石井 範子 (秋田大学医学部保健学科)

委員 岡田 忍 (千葉大学看護学部看護学科)

(評議員・理事の任期満了にともない、平成21年4月から委員は交代する予定です)

6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より1件あたり1年間5万円以内の研究奨励金を交付する。申請は研究者1名につき1件までとする。

7. 応募書類は返却しない。

8. 研究奨励会への問い合わせは、下記宛にお願いいたします。

bureau@mail.njans.net

(註1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励会研究によるものであることを明らかにする必要がある。

(註2) 奨励研究の成果は、次年度公刊される業績報告に基づいて研究奨励会委員会が検討、確認し理事長に報告するが、必要と認めた場合には指導、助言を行い、又は罰則 (北日本看護学会研究奨励会規程第6条) を適用することがある。

評 議 員 選 出 規 程

(評議員の選出)

第1条 この規程は、北日本看護学会会則第15条に規定する評議員の選出に関して必要な事項を定めるものとする。

(地区・定数)

第2条 全国を付表に示す地区に分け、夫々登録した地区の会員数の約3%(四捨五入とする)を地区の評議員定数とする。

(選挙資格)

第3条 会員で選挙の公示までに会費を完納した者は評議員を選出する資格を有するものとする。

(被選出資格)

第4条 評議員の被選出者となる資格は、会員となって3年以上の者で選挙公示の日までに会費を完納している者とする。

(選挙公示)

第5条 評議員任期満了の1年前の理事長が評議員就任の期間を明示して、評議員選挙を公示する。

(選挙管理委員会)

第6条 評議員の互選により選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2 互選により選挙管理委員長を選出し理事長が委嘱する。

(投票締切日の公示)

第7条 選挙管理委員会の協議により投票締切日を決定し、会員に公布する。

2 投票締切日は年度末3ヵ月以上前に決定すること。

第8条 選挙管理委員会は、地区別選挙人登録者名簿および被選出者登録名簿を作成し、定めた締切日1ヵ月前までに選挙人である会員に配布しなくてはならない。

第9条 投票は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒および返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日までに投票を完了するよう文書で徹底周知させる。

2 投票締切日消印は有効とする。

第10条 規程による投票用紙は、登録地区評議員定数による連記制とする。

(投票締切)

第11条 投票締切日消印の投票封筒の到着をもって締め切る。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員会全員が立ち会いのうえ行う。

(無効票、有効票)

第13条 投票用紙に地区定数以上の者に○印を記入したものは、その投票用紙について全員無効とする。

2 ○印が地区定数に満たない投票用紙については、その○印を付した者の得票として有効とする。

3 ○印以外の印(例えば×印、△印等)が記入されたものは、その者については無効とする。

4 ○印のほかに称号、敬称等の記入は有効とする。

(得票および名簿作成)

第14条 各地区毎、得票数上位の者により定数枠内の者を該当者とし、これに次点者を明示して加えて、票数を記載せずに名簿を作成し、理事会に提出する。

2 最下位得票者に同数の者のある場合は、同得票である旨を明示して名簿に加える。この場合には次点者は設けない。

3 次点者に同得票数の者のある場合も同様に、明示して名簿に加えて記載する。

(理事長の推薦)

第15条 理事長は必要に応じ、この選出方法とは別に若干名を評議員として理事会に推薦することが出来る。

(評議員の決定)

第16条 理事会は、選挙管理委員会の報告と、理事長による推薦者について地区毎に審査し、評議員を決定する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年8月30日より施行する。

2 平成10年8月29日 一部改正施行する。

<付表>

地区別

番号	地区名	都道府県名
1	北海道	北海道
2	青森	青森
3	岩手	岩手
4	宮城	宮城
5	秋田	秋田
6	山形	山形
7	福島	福島
8	関東	千葉、茨城、栃木、群馬、新潟
9	東京	東京、埼玉、山梨、長野
10	東海	神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重
11	近畿・北陸	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、福井、富山、石川
12	中国・四国	島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
13	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

理事・監事選出規定

(理事・監事の選出)

第1条 この規程は、本会会則第13条、14条による理事・監事の選出に関して必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 理事は20名以内とし、地区評議員数に応じて配分する。

第3条 監事は2名とする。

(選出)

第4条 理事は、新評議員が各地区の新評議員の中から理事定数の連記により選出する。

第5条 監事は、新評議員の中から理事会が推薦し、新評議員で決定する。

(投票締切日)

第6条 (削除)

(開票)

第7条 開票は、選挙管理委員(評議員選出規程による選挙管理委員が兼ねる)全員の立ち会いのうえ行う。

(無効票・有効票)

第8条 投票用紙に定数以上の者に○印を記入したものは、その投票用紙については全員無効とする。

2 ○印が定数に満たない投票用紙については、その○印を付した者の得票として有効とする。

3 ○印以外の印(例えば、×印、△印等)が記入された者については、その者については無効とする。

4 ○印のほかに称号、敬称等の記入は有効とする。

(得票および名簿作成)

第9条 得票数上位の者により定数枠内の者を該当者とし、票数を記載せずに名簿を作成し、理事会に提出する。

2 最下位得票者に同数の者がある場合は、同得票である旨明示して名簿に加える。

(理事の決定)

第10条 理事長は、選出された新理事を理事会に報告し、理事会の承認を得る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年8月30日より施行する。

2 平成12年8月25日 一部改正施行する。

2008年度会計予算

自 2008年4月1日

至 2009年3月31日

＜収入の部＞

項 目	2007年度決算	2008年度予算	備 考
1. 年会費	2,341,000	2,060,000	
(正会員)	2,269,000	2,000,000	400人
(学生会員)	42,000	30,000	10人
(賛助会員)	30,000	30,000	
2. 入会金	284,000	200,000	100人
3. 繰越金	1,862,395	3,217,587	2007年度より繰り越し
4. その他	563,412	22,413	文献許諾料等
合 計	5,050,807	5,500,000	

自 2008年4月1日

至 2009年3月31日

＜支出の部＞

項 目	2007年度決算	2008年度予算	備 考
1. 学術集会補助費	1,000,000	1,000,000	第13回学術集会準備補助金
2. 研究奨励金	100,000	160,200	
3. 印刷費	359,761	1,500,000	年会費請求, 学会誌(3巻分)
4. 通信費	33,905	150,000	電話, FAX料金
5. 郵送費	164,030	500,000	はがき, 切手
6. 事務局運営費	30,394	350,000	
(備品費)	0	0	
(事務用品)	30,394	100,000	文具
(評議員改選費)	0	250,000	
7. 会議費	14,130	100,000	
(理事会)	0	0	
(評議員会)	14,130	50,000	
(編集委員会)	0	30,000	
(奨励会委員会)	0	20,000	
8. 人件費	122,000	500,000	
(事務作業委託費)	122,000	450,000	
(臨時雇用)	0	0	
(旅費等)	0	50,000	
9. 予備費	0	1,239,800	
10. その他	9,000	0	
小 計	1,833,220	5,500,000	
繰越金	3,217,587	0	
合 計	5,050,807	5,500,000	

北日本看護学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北日本看護学会(North Japan Academy of Nursing Science)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、提携
- (5) その他目的達成に必要な活動

第3章 会員及び賛助会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人とする。

(賛助会員)

第6条 本会の賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において活動する個人または団体で、本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したものとす。

(会員の入会及び退会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて1年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金および会費)

第8条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の除名)

第9条 本会の会員、賛助会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 理事 若干名(常任理事 10名)
 - (4) 監事 2名
 - (5) 評議員 若干名
- (理事長)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。

3 理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(副理事長)

第12条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。

3 副理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(理事)

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(監事)

第14条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第15条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。

3 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(学術集會会長)

第16条 本会は、毎年1回学術集會を主宰するために、学術集會会長を置く。

2 学術集會会長は、理事会の推薦により、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集會会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

第5章 會議

(會議の種類)

第17条 本会の運営のために、次の會議を開催する。

(1) 總會

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 編集委員会

(5) 研究奨励会委員会

(總會)

第18条 本会の總會は、年1回理事長が招集して開催する。

2 總會は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して總會の開催の請求があったときには、理事長は、臨時總會を開催しなければならない。

4 總會は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 總會の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第19条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から會議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第20条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

(編集委員会)

第21条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。

(1) 理事 3名

(2) 評議員 2名

(3) 正会員 相当数

3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。

4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

(研究奨励会委員会)

第22条 研究奨励会委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。

2 研究奨励会委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

3 委員長は研究奨励会委員会において互選し選出する。

4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

第6章 会計

(会計)

第23条 本会の運営は、入会金、会費及び本会の事業に伴う収入などによって行う。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金、会費)

第24条 会員の入会金は、2,000円とする。

2 本会の年会費は、会員(大学院生を含む)5,000円、学生会員(大学生を含む)3,000円、賛助会員(1口)30,000円とする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

第8章 補則

(委任)

第26条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。

2 本会設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 理事長 高橋みや子

(2) 副理事長 1名

(3) 常任理事 8名

3 平成10年8月29日 一部改正施行する。

4 平成11年8月28日 一部改正施行する。

5 平成12年8月25日 一部改正施行する。

6 平成18年8月19日 一部改正施行する。

北日本看護学会理事名簿

役割	人数	氏名	所属
理事長	1名	塩飽 仁	東北大学医学部保健学科
副理事長	1名	高橋みや子	京都橘大学看護学部看護学科
庶務	3名	○布施 淳子	山形大学医学部看護学科
		浅沼 優子	岩手県立大学看護学部看護学科
		佐藤和佳子	山形大学医学部看護学科
編集	3名	○武田 淳子	宮城大学看護学部看護学科
		遠藤 芳子	宮城大学看護学部看護学科
		安川 仁子	太成学院大学看護学部看護学科
研究奨励	3名	○武田 利明	岩手県立大学看護学部看護学科
		石井 範子	秋田大学医学部保健学科
		岡田 忍	千葉大学看護学部看護学科
会計	2名	○遠藤 恵子	山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科
		小林 淳子	山形大学医学部看護学科
監事	2名	吾妻 知美	天使大学看護栄養学部看護学科
		佐々木和子	国立看護大学校

(○責任者，敬称略)

任期は平成18年4月1日から平成21年3月31日までです。